

京都市介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型・通所型サービスの報酬改定について

1 訪問型サービス

(1) 基本報酬 (単位) 【平成30年4月1日施行】

		介護型	生活支援型	支え合い型
サービス提供内容		訪問介護員による身体介護, または身体介護と併せて利用 する生活援助	訪問介護員による生活援助	本市が定める研修の修了者 等による生活援助
月額 (包括 報酬)	週1回程度	1,168	979 (988)	821 (738)
	週2回程度	2,335	1,958 (1,972)	1,642 (1,479)
	週2回超程度★	3,704	3,105 (3,132)	2,604 (2,339)
1回 当たり 報酬	1~4回/月	266	223 (225)	187 (168)
	5~8回/月	270	226 (228)	190 (171)
	9~12回/月★	285	239 (241)	200 (180)

※ **網掛けが改定項目** < () 内は、改定前の単位数 >。

★ 算定対象：(平成29年度)要支援2及び事業対象者⇒(平成30年度以降)要支援2のみに変更(現に利用している事業対象者については、平成30年9月提供分まで算定可)。

(2) 加算・減算項目及び単位 【平成30年10月1日施行】 (4月~9月の間は現行の加算内容)

		介護型	生活支援型	支え合い型
サービス提供責任者減算		基本報酬×70%★	—	—
同一建物減算		基本報酬×90%	同左	同左
特別地域加算		基本報酬の15%を加算	同左	同左
中山間地小規模事業所加算		基本報酬の10%を加算	同左	同左
中山間地サービス提供加算		基本報酬の5%を加算	同左	同左
初回加算		200単位/月(初回のみ)	同左	同左
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位/月【新】	同左【新】	—
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位/月【増】	同左【増】	—
介護職員処遇改善加算		国の基準に従い加算	同左	—
常勤配置加算	週1回程度	—	—	65単位/月
	週2回程度	—	—	130単位/月
	週2回超程度	—	—	206単位/月

※ **網掛けが改定項目** (【新】：新設，【増】：増額)。国の報酬請求システムが整う，平成30年10月提供分から算定可。

★ 介護給付における取扱いに合わせ，平成30年度は現に従事している者に限り算定するものとし，平成31年度以降は廃止。

<訪問型サービスの1単位当たりの単価は，京都市の介護給付(訪問介護)の地域区分単価と同じ(10.7円)>

【新規加算項目について】

- 生活機能向上連携加算(Ⅰ)：「外部の介護予防通所リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言を受けることができる体制を構築し，助言を受けて，個別サービス計画を作成すること」「当該リハビリテーション専門職等が，介護予防通所リハビリテーション等のサービス提供の場やICTを活用した動画等により，利用者の状態を把握したうえで助言すること」を定期的に行うことを評価するもの。
- 生活機能向上連携加算(Ⅱ)：加算要件は，現行の「生活機能向上連携加算」と同様。

【裏面もございます。】

2 通所型サービス

(1) 基本報酬（単位） ※報酬単価 変更なし。

		介護予防型		短時間型				短期集中運動型		
サービス提供時間		原則3時間以上		1時間以上3時間未満				1時間～1時間半 (週2～3回, 原則3箇所)		
入浴・送迎の有無		入浴あり	入浴なし	入浴あり		入浴なし		送迎あり	送迎なし	
				送迎あり	送迎なし	送迎あり	送迎なし			
月額 (包括) 報酬	週1回程度	1,647	1,447	1,377	967	1,159	749	週2回程度	2,632	1,880
	週2回程度★	3,377	2,977	2,795	1,979	2,361	1,545	週3回程度	3,948	2,820
1回 当たり 報酬	1～4回/月	378	332	316	222	266	172			
	5～8回/月★	389	343	322	228	272	178			

★ 算定対象：(平成29年度)要支援2及び事業対象者⇒(平成30年度以降)要支援2のみに変更(現に利用している事業対象者については、平成30年9月提供分まで算定可)。

(2) 加算・減算項目及び単位【平成30年10月1日施行】(4月～9月の間は現行の加算内容)

		介護予防型	短時間型	短期集中運動型
定員超過利用による減算		基本報酬×70%	同左	同左
職員の欠員による減算		基本報酬×70%	—	—
中山間地サービス提供加算		基本報酬の5%を加算	同左	同左
若年性認知症利用者受入加算		240 単位/月	—	—
同一建物減算	週1回程度	-376 単位/月	—	—
	週2回程度	-752 単位/月		
生活機能向上連携加算		200 単位/月【新】	同左【新】	—
生活機能向上グループ活動加算		100 単位/月	同左	—
運動器機能向上加算		225 単位/月	同左	—
栄養改善加算		150 単位/月	同左	同左【新】
口腔機能向上加算		150 単位/月	同左	同左【新】
栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5 単位/回【新】	同左【新】	—
選択的サービス複数実施加算		480 又は 700 単位/月	同左	—
事業所評価加算		120 単位/月	同左	—
サービス提供体制強化加算		24～144 単位/月	同左	—
介護職員処遇改善加算		国の基準に従い加算	同左★	—
看護職員配置加算	週1回程度	—	250 単位/月	—
	週2回程度	—	500 単位/月	
訪問支援加算(上限:月2回)		—	—	290 単位/回【減】 <9月提供分までは現行の302単位/回>

※ **網掛けが改定項目** (【新】:新設,【減】:減額)。国の報酬請求システムが整う,平成30年10月提供分から算定可。

★ 短時間型は,改定への対応に伴う報酬請求システム上の制約により,平成30年4月提供分から当面の間,介護職員処遇改善加算(I)のみ算定。

<通所型サービスの1単位当たりの単価は,京都市の介護給付(通所介護)の地域区分単価と同じ(10.45円)>

【新規加算項目について】

- 生活機能向上連携加算:外部の介護予防通所リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し,共同でアセスメントを行い,個別機能訓練計画等を作成することを評価するもの。
※ 運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月
- 栄養スクリーニング加算:サービス利用者に対し,利用開始時及び利用中6箇月ごとに栄養状態について確認を行い,当該利用者の栄養状態に係る情報を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定するもの。